

資源管理型漁業推進総合対策事業（抄録） （モニタリング調査：ヒラメ）

沖野 晃

第Ⅰ期資源管理型漁業推進総合対策事業の中で島根県小型底曳網漁業1種、2種のヒラメの管理については体長制限の設定が検討、実施されている。また、他の漁業種類においても漁協ごとに小型底曳網漁業にならう形で体長制限の申し合わせを行っている。このためモニタリング調査により管理方策の状況を把握する。

結果の詳細は、「平成7年資源管理型漁業推進総合対策事業（広域回遊資源）」に報告されているので、ここでは結果の概要について述べる。

結果の概要

漁獲統計調査

- (1) 島根県におけるヒラメの漁獲量は平成4年でやや増加したが、平成5年、6年と減少した。
- (2) 平成6年の漁業種別別の漁獲量では、沖合い底曳網は横這い状態で、小型底引網漁業1種がやや増加した。その他小型底曳網漁業2種、刺網、釣・縄、定置網ともに減少した。
- (3) 石見地区の小型底曳網1種の1隻あたりの年間操業日数は120日前後の横這い状態にある。
- (4) 平成7年の石見地区の小型底曳網1種の1日1隻あたりの漁獲量は約13kgで、平成2年以降増加傾向にある。

市場調査

- (1) 小型底曳網1種（和江漁協）、釣（浜田市漁協）で水揚げされたヒラメはほとんどが全長30cm以上で、体長制限（全長30cm以下は再放流）はおおむね守られている。
- (2) 小型底曳網2種では他の漁獲物に混じって体長制限（全長25cm以下は再放流）以下のヒラメを確認したが、おおむね守られている。

考 察

ヒラメの資源管理方策の実施状況について調査した結果、小型底曳網、釣の体長制限については一部体長制限以下の小型のヒラメの出荷が見られたものの概ね守られている。

今後、ヒラメ資源を維持していくためには、現在行われている体長制限等の資源管理方策をもとに積極的に取り組んでいかなければならない。